



埼玉県報

第373号
令和4年(2022年)
12月20日
火曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 県道南古谷停車場線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千三百三十五号

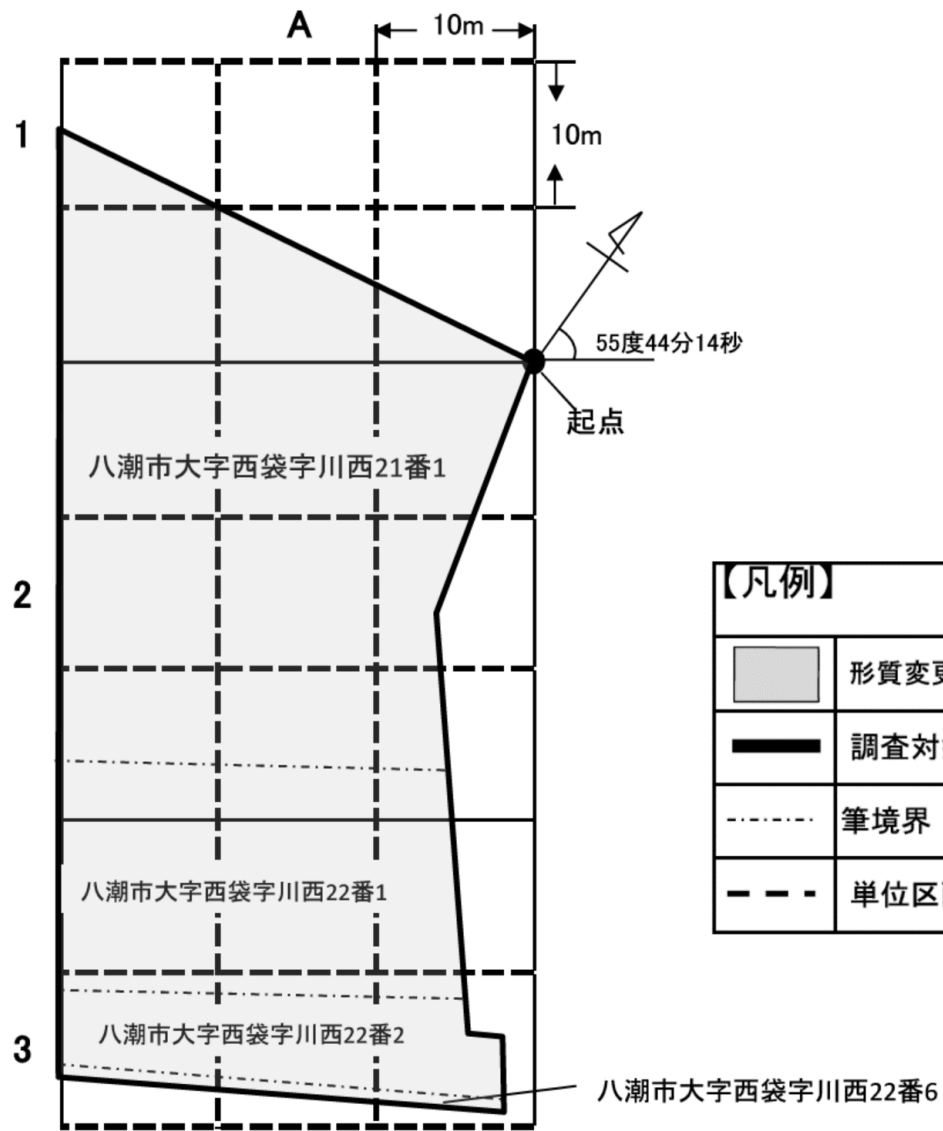
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。



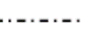

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字西袋字川西二十一番一、二十二番一、二十二番二及び二十二番六）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】	
	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	筆境界
	単位区画

【起点】
 起点は、調査対象地(埼玉県八潮市大字西袋字川西21番1)の最北端とする。

【格子の回転角度:55度44分14秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千三百三十六号

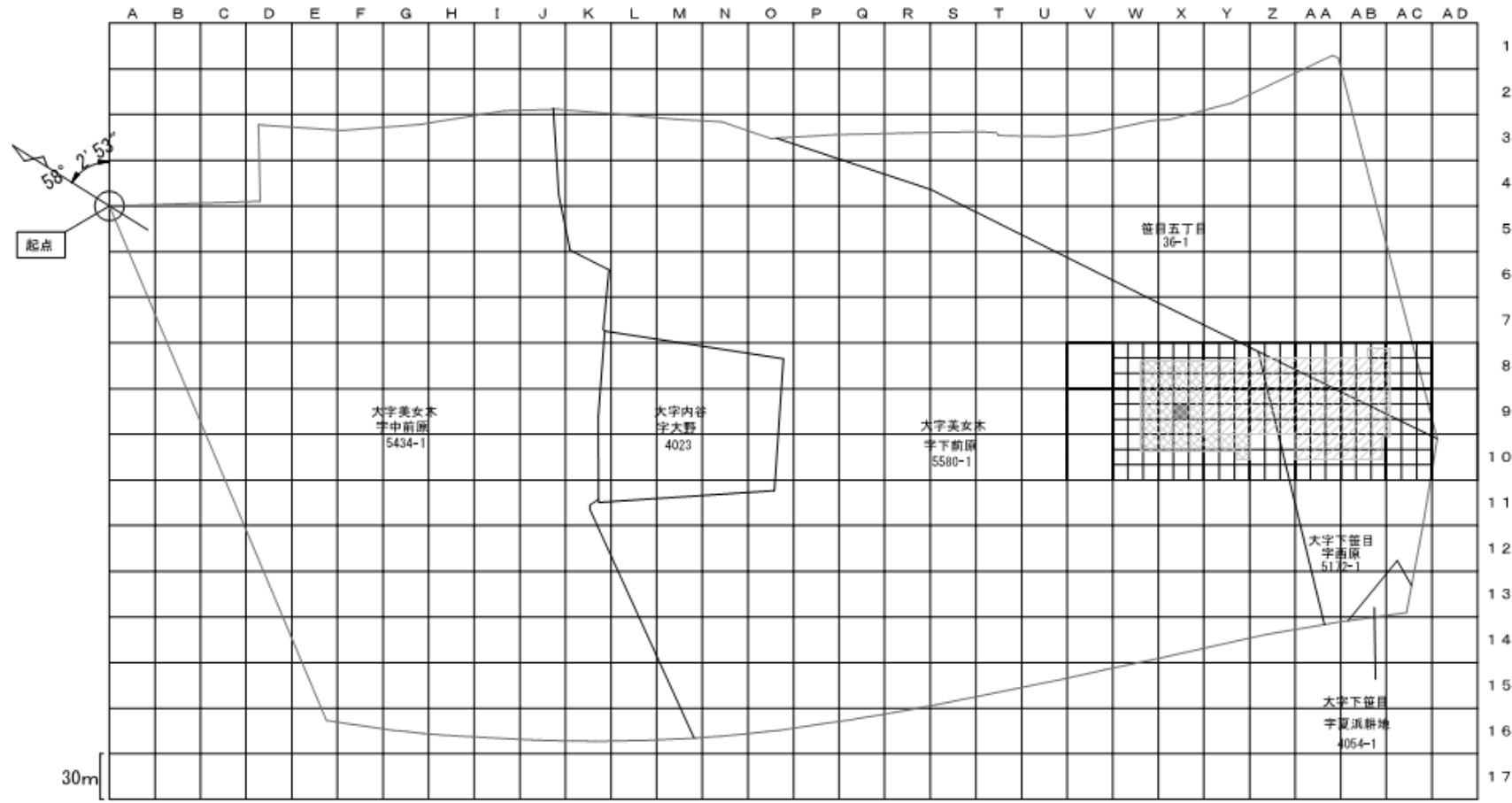
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第八百九十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字美女木字下前原五千五百八十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
一・二、ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



- 【凡例】**
- 敷地境界
 - 筆境界
 - ▨ 自然由来特別区域 (6978㎡)
(砒素及びその化合物の溶出量基準不適合)
 - ▩ 自然由来特別区域 (2963㎡)
(砒素及びその化合物の溶出量・含有量基準不適合)
 - 一般管理区域を解除する区域 (100㎡)
(1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンの溶出量基準不適合)
- 【起 点】**
 起点は、戸田市大字美女木字中前原
 5434-1の敷北端とする。
- 【格子の回転角度】**
 58度2分53秒

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十九号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

大谷 久遠	常吉 由佳里	田中 真伸	村井 則之	関根 千晶	山崎 貴之	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
眼科	眼科	消化器外科	循環器内科	リハビリテーション科	整形外科	診療科名
田の杜 眼科クリニック本庄早稲	医療法人康久会たにかわ 機構埼玉病院	医療法人三愛会三愛会 総合病院	医療法人社団愛友会蓮 田一心会病院	医療法人社団協友会吉 川中央総合病院	医療法人社団山粋会山 崎整形外科	医療機関の名称
本庄市早稲田の杜三 八―十六	和光市諏訪二―一	三郷市彦成二―三百四 十二	蓮田市本町三―十七	吉川市平沼百十一	春日部市牛島千八十一 ―三	医療機関の所在地
令和四年十二月九日	令和四年十二月九日	令和四年十月十二日	令和四年九月一日	令和四年九月一日	令和三年四月一日	指定年月日

榎本 正統	坂下 祥太	今泉 孝敬
害 能障害、小腸機能障 ぼうこう又は直腸機	じん臓機能障害	心臓機能障害
外科	腎臓内科	循環器内科
田中央総合病院 医療法人社団東光会戸	草加市立病院	医療法人仁栄会所沢緑 ヶ丘病院
三 戸田市本町一―十九―	一 草加市草加二―二十一	千九 所沢市狭山ヶ丘一―三
令和四年十二月九日	令和四年十二月九日	令和四年十二月九日

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

秋谷 昭治	相馬 亮介	山中 正己	金子 雄輔	坂西 英夫	前場 覚	医師の氏名
肢体不自由	呼吸器機能障害	肝臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	指定障害区分
医療法人社団彩優会秋谷病院	医療法人社団春日部さくら病院	院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病	医療法人雄昌会金子医院	医療法人坂西整形外科	院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病	医療機関の名称
一 幸手市中四―十四―四十	春日部市金崎七百二―一	上尾市柏座一―十一―十	深谷市岡二千七百三十八	蕨市中央一―十七―三十 五クリエイビル二F	上尾市柏座一―十一―十	医療機関の所在地
令和四年二月十九日	令和三年八月六日	令和三年四月三十日	令和三年一月二十日	平成三十一年三月三十一日	平成二十八年八月一日	辞退年月日

新鍋 晶浩	西田 超	長澤 正樹	佐々尾 宙	門間 一成	伊原 治	小林 宏明
聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障 害、小腸機能障害	視覚障害
医療法人壮幸会行田総合病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼 玉県済生会加須病院	ながさわ内科	防衛医科大学校病院	独立行政法人国立病院機構東埼玉病 院	医療法人藤和会藤間病院	医療法人社団豊栄会さだまつ眼科ク リニック
行田市持田三百七十六	加須市上高柳千六百八十	所沢市小手指元町二―二 十九―二十一	所沢市並木三―二	蓮田市黒浜四千百四十七	熊谷市末広二―百三十七	春日部市谷原新田二千二 百十三―一
令和四年十一月一日	令和四年十月三十一日	令和四年十月三十一日	令和四年十月十一日	令和四年十月一日	令和四年六月二十七日	令和四年四月一日

松山 優子	吉川 時弘	中村 宏	金田 聡門	深野 一郎	平澤 秀人	新井 久夫
心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
須病院 社会福祉恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加	厚生病院 医療法人光仁会春日部	医療法人社団石川記念会 所沢石川クリニック	尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	医療法人深野医院	平沢スリープ・メンタルクリニック	医療法人社団新翠会新井整形外科
加須市上高柳千六百八十	春日部市緑町六―十一―四十八	所沢市日吉町九―二十二いせきビル四階	上尾市柏座一―十一―十	上尾市上町一―二―三十二	所沢市くすのき台一―十一―十T O S H I ビル二F	深谷市萱場三百十六―一
令和四年十一月三十日	令和四年十一月三十日	令和四年十一月三十日	令和四年十一月三十日	令和四年十一月二十八日	令和四年十一月二十六日	令和四年十一月二十五日

佐瀬 洋	植田 守	林 輝美	須藤 利雄	田中 尊臣	山田 明	肥留川 恒樹
肢体不自由	障害 ぼうこう又は直腸機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	障害 心臓機能障害、じん臓 機能障害、呼吸器機能	心臓機能障害	聴覚障害、平衡機能障 害、音声・言語機能障 害、そしやく機能障害
医療法人博療会佐瀬病院	院 医療法人社団清心会至聖病	中央病院 医療法人財団聖蹟会埼玉県	中央病院 医療法人財団聖蹟会埼玉県	リニック 医療法人社団慈正会松本ク	山田内科クリニック	肥留川診療所
飯能市栄町十一―二	狭山市下奥富千二百二十一	桶川市坂田千七百二十六	桶川市坂田千七百二十六	秩父市日野田町二―二―三十	入間郡三芳町北永井三―十一	熊谷市星川二―六十二
令和四年十二月六日	令和四年十二月五日	令和四年十二月五日	令和四年十二月三日	令和四年十二月二日	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日

奥村 栄二郎

じん臓機能障害

医療法人財団明理会埼玉セ
ントラル病院

入間郡三芳町上富二千百七十七

令和四年十二月十日

告示

埼玉県告示第千三百四十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和四年十二月十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十八号	令和七年十二月十六日
医療法人慈公会公平病院	埼玉県戸田市笹目南町二十番十六号	同右
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	埼玉県戸田市本町一丁目十九番三号	同右
医療法人財団啓明会中島病院	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番十号	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号	同右
医療法人安東病院	埼玉県川口市芝三丁目七番十二号	同右
医療法人健仁会益子病院	埼玉県川口市芝中田二丁目四十八番六号	同右
医療法人刀水会齋藤記念病院	埼玉県川口市並木四丁目六番六号	同右
社会医療法人社団大成会	埼玉県川口市大字東本郷二千二十六番地	同右
武南病院	埼玉県川口市西青木二丁目十五番十号	同右
寿康会病院	埼玉県川口市東川口二丁目十番八号	同右
医療法人社団協友会東川口病院		

朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三番地	令和七年十月十六日
医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	埼玉県新座市東北一丁目七番二号	同右
医療法人向英会高田整形外科病院	埼玉県新座市野火止六丁目五番二十号	同右
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪二番一号	同右
みずほ台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁目九番地五号	同右
医療法人梅原病院	埼玉県春日部市小渕四百五十五番地一	同右
医療法人財団明理会春日部中央総合病院	埼玉県春日部市緑町五丁目九番四号	同右
医療法人社団全仁会埼玉筑波病院	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地四百二十	同右
草加市立病院	埼玉県草加市草加二丁目二十一番一号	同右
医療法人社団州山会広瀬病院	埼玉県八潮市大字八條二千八百四十番地一	同右
医療法人社団協友会吉川中央総合病院	埼玉県吉川市平沼百十一番地	同右
越谷市立病院	埼玉県越谷市東越谷十丁目三十二番地	同右
医療法人へブロン会大宮中央総合病院	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目二百二十七番地	同右
医療法人社団双愛会大宮双愛病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目百六十番地	同右
医療法人明浩会西大宮病院	埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目千百七十三番地	同右
さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地五	同右

医療法人聖仁会西部総合病院	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保八百八十四番地	令和七年十月十六日
医療法人秋葉病院	埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十三番十号	同右
医療法人博仁会共済病院	埼玉県さいたま市緑区原山三丁目十五番三十一号	同右
医療法人社団弘象会東和病院	埼玉県さいたま市緑区東浦和七丁目六番地一	同右
丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町二丁目十番五号	同右
岩槻中央病院	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻二丁目二番地二十	同右
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座一丁目十番十号	同右
医療法人藤仁会藤村病院	埼玉県上尾市仲町一丁目八番三十三号	同右
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百十九番地	同右
東松山医師会病院	埼玉県東松山市神明町一丁目十五番十号	同右
医療法人埼玉成恵会病院	埼玉県東松山市大字石橋千七百二十一番地	同右
小川赤十字病院	埼玉県比企郡小川町大字小川千五百二十五番地	同右
医療法人瀬川病院	埼玉県比企郡小川町大字大塚三十番地一	同右
医療法人関越病院	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折百四十五番地一	同右
埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地	同右
医療法人豊仁会三井病院	埼玉県川越市連雀町十九番地三	同右

医療法人武蔵野総合病院	埼玉県川越市大字大袋新田九百七十七番地九	令和七年十月十六日
社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	埼玉県川越市脇田本町二十五番地十九	同右
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	埼玉県所沢市若狭二丁目千六百七十一番地	同右
防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木三丁目二番地	同右
飯能中央病院	埼玉県飯能市稲荷町十二番七号	同右
社会医療法人入間川病院 原田病院	埼玉県狭山市祇園十七番二号 埼玉県入間市豊岡一丁目十三番三号	同右
医療法人明晴会西武入間病院	埼玉県入間市大字野田三千七十八番地十三	同右
旭ヶ丘病院	埼玉県日高市大字森戸新田九十九番地一	同右
医療法人社団弘人会中田病院	埼玉県加須市元町六番八号	同右
医療法人十善病院	埼玉県加須市愛宕一丁目九番十六号	同右
新井病院	埼玉県久喜市久喜中央二丁目二番二十八号	同右
医療法人幸仁会堀中病院	埼玉県幸手市東三丁目一番五号	同右
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	埼玉県白岡市小久喜九百三十八番地十二	同右
埼玉慈恵病院	埼玉県熊谷市石原三丁目二百八番地	同右
医療法人啓清会関東脳神経外科病院	埼玉県熊谷市代千百二十番地	同右
深谷赤十字病院	埼玉県深谷市上柴町西五丁目八番地一	同右
医療法人葵深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	同右

医療法人益子会（社団）児
玉中央病院

埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁
目三番一号

令和七年十
二月十六日

告 示

埼玉県告示第千三百四十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和五年五月二十九日から五月三十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和五年十月十六日から十月二十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和五年五月二十九日から五月三十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和五年十月十六日から十月二十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告示

埼玉県告示第千三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年八月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十二月十二日

二 縦覧期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百六十九番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年八月八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百七十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十二月七日

二 縦覧期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百四十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

二 作業地域

加須市、羽生市、久喜市

三 作業期間

令和五年一月二十日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

令和四年十二月二十日から令和五年二月五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

令和四年十月三十一日から令和五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

令和四年埼玉県告示第六百十五号で公示した公共測量は、令和四年十一月三十日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第百九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十八年一月二十六日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

南古谷停車場線	路 線 名
川越市大字並木字中田二三九番六地 先から同市大字並木字中田二四一番 一九地先まで	供用開始の区間
令和四年十二月二十日	供用開始の期日
平成二十年三月二十八日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第四十号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長五〇・二〇メートル	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三郷市彦成二丁目二〇三番二地先から 同市彦成二丁目二〇三番一地先まで		区 間
二二二・七四〇 二二二・九二〇	二二二・〇〇〇 二二二・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四九・九九		(メートル) 延 長
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>葛飾吉川松伏線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市彦成二丁目二〇三番二地先から 同市彦成二丁目二〇三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十二月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年十二月二十日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九・九九メートル</p>	<p>備考</p>